

1. ついで主はモーセに告げて仰せられた。
2. 「イスラエル人に告げて言え。  
ある人があなたの人身評価にしたがって主に特別な誓願を立てる場合には、
3. その評価は、次のとおりにする。  
二十歳から六十歳までの男なら、その評価は聖所のシェケルで銀五十シェケル。
4. 女なら、その評価は三十シェケル。
5. 五歳から二十歳までなら、その男の評価は二十シェケル、女は十シェケル。
6. 一か月から五歳までなら、その男の評価は銀五シェケル、女の評価は銀三シェケル。
7. 六十歳以上なら、男の評価は十五シェケル、女は十シェケル。
8. もしその者が貧しくて、あなたの評価に達しないなら、  
その者は祭司の前に立たせられ、祭司が彼の評価をする。  
祭司は誓願をする者の能力に応じてその者の評価をしなければならない。
9. 主へのささげ物としてささげることのできる家畜で、主にささげるものはみな、聖なるものとなる。
10. それを他のもので代用したり、良いものを悪いものに、  
あるいは、悪いものを良いものに取り替えてはならない。  
もし家畜を他の家畜で代用する場合には、それも、その代わりのものも、聖なるものとなる。
11. 主へのささげ物としてささげることのできない  
汚れた家畜一般については、まずその家畜を祭司の前に立たせる。
12. 祭司はそれを良いか悪いか評価する。  
それは祭司があなたのために評価したとおりに、そのようになる。
13. もしその者が、それを買い戻したければ、その評価に、その五分之一を加える。
14. 人がもし、自分の家を主に聖なるものとして聖別するときは、祭司はそれを良いか悪いか評価する。  
祭司がそれを評価したとおりに、そのようになる。
15. もし家を聖別した者が、それを買い戻したければ、評価額に五分之一を加える。  
それは彼のものとなる。
16. 人がもし、自分の所有の畑の一部を主に聖別する場合、評価はそこに蒔く種の量りによる。  
すなわち、大麦の種一ホメルごとに銀五十シェケルである。
17. もし、彼がヨベルの年からその畑を聖別するなら、評価どおりである。
18. しかし、もしヨベルの年の後に、その畑を聖別するなら、  
祭司はヨベルの年までにまだ残っている年数によって、その金額を計算する。  
そのようにして、評価額から差し引かれる。
19. もしその畑を聖別した者がそれを買い戻したければ、評価額にその五分之一を加える。  
それは彼のものとして残る。
20. もし彼がその畑を買い戻さず、  
またその畑が他の人に売られていれば、それをもはや買い戻すことはできない。
21. その畑がヨベルの年に渡されるとき、

- それは聖絶された畑として主の聖なるものとなり、祭司の所有地となる。
22. また、人がもしその買った畑で、  
自分の所有の畑の一部でないものを主に聖別する場合、
  23. 祭司はヨベルの年までの評価の総額を計算し、  
その者はその日に、その評価の金額を主の聖なるものとしてささげなければならない。
  24. ヨベルの年には、その畑は、その売り主であるその地の所有主に返される。
  25. 評価はすべて聖所のシェケルによらなければならない。  
そのシェケルは二十ゲラである。
  26. しかし、家畜の初子は、主のものである。  
初子として生まれたのであるから、だれもこれを聖別してはならない。  
牛であっても、羊であっても、それは主のものである。
  27. もしそれが汚れた家畜のものであれば、評価にしたがって、人はそれを贖うとき、その五分之一を加える。  
しかし、買い戻されないなら、評価にしたがって、売られる。
  28. しかし、人であっても、家畜であっても、自分の所有の畑であっても、  
人が自分の持っているすべてのもののうち  
主のために絶滅すべき聖絶のものは何でも、それを売ることにはできない。  
また買い戻すこともできない。  
すべて聖絶のものは最も聖なるものであり、主のものである。
  29. 人であって、聖絶されるべきものは、贖われることはできない。  
その者は必ず殺されなければならない。
  30. こうして地の十分の一は、地の産物であっても、木の実であっても、みな主のものである。  
それは主の聖なるものである。
  31. 人がもし、その十分の一のいくらかを買い戻したいなら、それにその五分之一を加える。
  32. 牛や羊の十分の一については、牧者の杖の下を十番目ごとに通るものが、主の聖なるものとなる。
  33. その良い悪いを見てはならない。  
またそれを取り替えてはならない。  
もしそれを替えるなら、それもその代わりのもも共に聖なるものとなる。  
それを買い戻すことはできない。」
  34. 以上は、主がシナイ山で、イスラエル人のため、モーセに命じられた命令である。

## 説教

レビ記最後の 27 章は誓願の捧げ物についての教えです。

元来、誓願の捧げ物は「和解のいけにえ」に属します。「和解のいけにえ~ymil'v.(シェラミ)」とは「完全な、傷のない、安全な、調和ある、平和な状態」を意味し、罪人の身代わりに殺されたいけにえによって罪が贖われて、神さまとの完全な和解の中にあることを味わういけにえのことです(レビ記 3 章)。

誓願の捧げ物の事例は、例えば創世記 28 章に見ることができます。自分の家を出て親類の家に向かう途中、石を

枕に野宿するヤコブに、神さまは天地をつなぐ梯子<sup>はしご</sup>を見せて、彼が寝ているカナンの地を必ず相続させるとお約束なさいます。これに対しヤコブは次のように誓願を立てて神さまに告白するのです。

「神が私と共におられ、私が行くこの旅路で私を守ってくださり、私に食べるパンと着る着物を賜り、私が無事に父の家に帰ることができ、主が私の神となってくさるので、私が石の柱として立てたこの石は神の家となり、すべてあなたがた私に賜わる物の十分の一を私は必ずあなたにささげます。」（創世記 28:20-22）

これが誓願の捧げ物です。すなわち、神さまの約束通りに祝福が与えられたあかつきにはささげます、という捧げ物が誓願の捧げ物でした。家を追放されて一文無しのヤコブの場合、神さまがこれから与えてくださるすべての財産の十分の一をささげるということであり、不妊のハンナの場合には、神さまが与えてくださるその子を神さまのために献身させるということでした。このように、神さまに特別な祈りをささげる場合に、その祈りを補強する意味で、「神さまが私の願う物を与えてくださったならば(あるいは与えてくださると約束してくださるので)、これこれのものを神さまにささげます」という捧げ物が誓願の捧げ物です。

レビ記 27 章には、その際どのような誓願の捧げ物をささげたらよいか細かく規定されています。「二十歳から六十歳までの男」の場合には銀 50 シェケル(約 400 ズラ=約 36,000 円)、同年代の女性の場合には銀 30 シェケル(270 ズラ=約 24,000 円)、「五歳から二十歳までの男」は銀 20 シェケル(160 ズラ=約 14,400 円)という具合に、それぞれ年代(0~5 歳,5~20 歳,20~60 歳,60 歳以上)と男女の性別ごとに、稼ぐことのできる所得に応じて、誓願の捧げ物の額が決めます。ですから、貧しくてそれも払えない場合には、祭司の判断によって考慮されます。捧げ物は銀ばかりでなく、家畜(9~10)や家(14)、畑(16)でもよく、それぞれがどの程度の経済的な価値を持つものであるかは、祭司が銀に換算して判断するので、規定の額より足りなければ、当然それに付け足してささげなければなりません。一度誓ってささげた物は基本的には取り下げることはできませんが、ささげた現物の価格に五分の一を加えた額を支払えば、取り戻すことができました。

26 節以降では誓願の捧げ物として「ささげてはならないもの」も規定されています。それによると、まず家畜の「初子」はささげてはなりません。なぜなら、「家畜の初子は、主のものである」からです。つまり、最初に生まれた「初子」は元々初めから神さまのものなのであるから、それは(言うなれば強制的に)神さまのために聖別されて当然なのであり、それをいかにも自分の自発的な捧げ物であるかのように「特別な誓願(願掛け)」の道具としてはならないというのです。さらに言えば、「初子」はまず無条件でささげて後、それからそれ以外の捧げ物として(特別に神さまに誓願する場合には)誓願の捧げ物をささげよというわけです。そうでなければ、その誓願の捧げ物は有効とはならず、むしろ無効となり、祈りも聞かれず、場合によっては罪ともなるのです。同じ理由で、「聖絶のもの」もまた既に神さまのものとして当然ささげられるべきものなのであるから、あらためて誓願の捧げ物となることはできません(28~29)。

そして、最後に、「地の十分の一」もまた、既に神さまのものであり、当然神さまのものとして無条件で神さまにささげるべきものなのであるから、誓願の捧げ物となすことはできない、と言います。「こうして地の十分の一は、地の産物であっても、木の実であっても、みな主のものである。それは主の聖なるものである。」(30)

ここでもやはり「地の十分の一」すなわち「地から生ずる一切の収穫の十分の一(神さまが与えてくださる全収入の十分の一)」を神さまのものとして認めて、無条件で神さまにまずささげて、それから後に、それに加えて、それとは別の捧げ物として、誓願の捧げ物をささげよというのです。そうでなければ、その誓願の捧げ物は有効とはみなされず、したがって、その特権も神さまに聞いてもらえずに、場合によっては罪となります。当然ささげるものとして「十分の一の捧げ物」をささげて後に、特別な祈りを要する場合には「誓願の捧げ物」をささげなければならぬのです。

ここで注目すべきは、「十分の一の捧げ物」が当然ささげるべき捧げ物という前提に立っているということです。「十分の一の捧げ物」は、元来、アブラハムが自分の受けている神さまのお恵みに感謝して、自ら神さまにささげ

たものでした。「アブラムはすべての物の十分の一を彼に与えた。」(創世記 14:20)。その信仰を継承した孫ヤコブも、「すべてあなたが私に賜わる物の十分の一を私は必ずあなたにささげます」と告白して、自分の全財産、全収入の十分の一を神さまにささげました(創世記 28:22)。このように、元来は神さまを信じる者の自発的な捧げ物としてささげられていた「十分の一の捧げ物」でしたが、アブラハムの時代から数えて約 430 年を経たモーセの時代には、律法の一規定となっています。全収入の十分の一は神さまのものである、全収入の十分の一を神さまのものと認めて神さまにささげる、十分の一の捧げ物を捧げることについては、この後、民数記に於いても、申命記に於いても繰り返し出てきます。イスラエルが不信の時代には、しばらくの間捧げられないこともありましたが、例えばネヘミヤの宗教改革の時には復活したり、あるいは旧約最後の預言者マラキの時代には、十分の一の捧げ物を怠っているイスラエルの民を預言者が「呪われている」と叱責したりしています。また、新約の時代になって、イエスさまは十分の一献金の形骸化を叱責しながらも、しかし、十分の一の献金をおろそかにしてはならないと言われました。そのような預言者たちによる叱責、あるいは宗教改革による十分の一献金の復活といったことは、このレビ記に於いて規定されるに至ったこの律法のみことばに基づいているものです。「こうして地の十分の一は、地の産物であっても、木の実であっても、みな主のものである。それは主の聖なるものである。」

つまり、イスラエルの信仰の父アブラハム、そしてヤコブが初めに神さまを信じた信仰と献身、それと同じ神さまを信じる信仰に立つ者は、彼らと同じように、彼らがそう信じていたように、自分が所有する一切のものは、自分が自分の力で勝ち得たものではない、神さまが与えてくださったものである、地の産物であっても、木の実であっても、給料であっても、ボーナスであっても、年金であっても、日銭であっても、退職金であっても、人から譲り受けたものであっても、家も土地も財産も利子も配当も、すべて自分が所有する、あるいは所有するに至った一切の目に見える金目のものは神さまが与えてくださったものだ、そう信じるのです。そして、信仰の父アブラハム、ヤコブがそう生きたように、自分が神さまからいただいた全収入の十分の一を神さまにささげるのです。本当は十分の一ばかりでなく、残りの十分の九も、つまり十分の十は神さまのものであります。アブラハムがささげた「十分の一」とはアブラハムが自分で考えたものです。でも、神さまは、それをよしとされました。と言うより、それでよしとされました。つまり、「十分の十」はささげなくてもよい、「十分の一」でよしとされたのです。「十分の九」は私たちが自由に使うことをよしとされ、私たちが神さまにささげるべきは「十分の一」でよしとしてくださいました。それで、アブラハムから数えて 430 年後にこう定められたのです。「こうして地の十分の一は、地の産物であっても、木の実であっても、みな主のものである。それは主の聖なるものである。」

私たちが同じではないでしょうか。私たち神さまを信じる者たちも、アブラハム、ヤコブのように神さまに愛されている者です。アブラハム、ヤコブと同じ信仰に立つならば、彼らのように、すべてのものは神さまが与えてくださったのだと信じて、神さまのお恵みに感謝すべきです。そして、彼らのように、神さまがくださる全てのものの十分の一を神さまにささげて生きるべきではないでしょうか。「それは主の聖なるものである」「主の聖なるもの」とは「主のもの」、さらに言えば「主だけのもの」、人が手をつけることのできない、触れるやたちまち聖絶されてしまう、それが「主の聖なるもの」です。そして、これまで学んできたように、その「聖なるもの」は、同時に人々にいのちをもたらすものでもあります。みことばに教えられている通り、「主の聖なるもの」である「全収入の十分の一」を主にささげて、主の聖なる者とされた最も幸いな生涯を生きて行かれる、キリストにある兄弟姉妹となられるよう心から祈ります。